

一般事業主行動計画

酒田共同火力発電株式会社

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：男性・女性労働者の育児休業対象者等に休業制度を周知し、制度理解の浸透および取得
促進を図る。(次世代育成支援対策推進法)

<対策>

- 令和3年 4月 全社員に対し本制度を周知
- 令和3年 4月～ 特別管理職（各所属長）・育児休業対象者に対し、教育による制度理解を
図る
- 都度 特別管理職（各所属長）は、グループ員から本人または配偶者の妊娠、出
産の申し出があった時、育児休業制度の周知と取得意向の確認をする

目標2：普通休暇切捨て率を0%とする。(女性活躍推進法)

<対策>

- 令和3年 4月 全社員に対し本制度を周知
- 都度 特別管理職（各所属長）が普通休暇取得の促進をグループ員に周知し、計
画的な休暇取得を図る
また、閑散期の連続した休暇取得などを推奨する
- 四半期毎 特別管理職（各所属長）がグループ員の取得状況等を確認する

以 上

※一般事業主行動計画とは

次世代育成支援対策推進法（急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに
生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的）が平成15年7月に成立し、平成17年4
月1日に施行され、当社は次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、平成2
3年4月1日に策定し、その後、法律の有効期限が平成37年3月31日まで延長となったことか
ら、平成27年3月31日に計画期間の延長変更（平成33年3月31日まで）を実施しました。

また、改正女性活躍推進法（女性が働きやすい雇用環境づくりを企業に求める法律）が令和元年6
月5日に公布され、一般事業主行動計画の策定義務が常時雇用する労働者が301人以上から10
1人以上の事業主に対象拡大（令和4年4月1日施行）となり、両法律対応の計画策定が必要となり
ます。

今般、現計画の期間満了および女性活躍推進法等の改正に伴い、両法律に対応した一体型の一般事
業主行動計画を策定しました。